

No.	御意見	見解
1. 経営効率化・人件費等に関するもの		
1	最大限の経営効率化を行っているとの根拠が分かりづらい。電力自由化や一般配送電事業の法的分離などにより、経営効率化がどのように反映されているかが分かりづらい。	経営効率化については、各事業者のこれまでの効率化の取組状況を確認した上で、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。
2	さらなる経営効率化を図ることが可能かヒアリングしつつ、値上げ幅が社会的に妥当であるかを慎重に審査すべき。	社内役員の給与については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）に基づき、国家公務員の指定職の給与水準の平均と比較しつつ査定することとなっています。これを踏まえ、各事業者の社内役員の給与水準を確認したところ、料金審査要領に基づいて算定されていることを確認しました。また、社外役員の給与については、過去の料金審査の結果も踏まえ、1人当たり800万円を上限とし、これを超過する事業者については減額を求めました。
3	さらなる効率化はできないか、社会的に見て妥当性を欠く値上げはないか、精査の上、できるだけ値上げ幅を圧縮すべき。	従業員1人当たりの年間給与水準（賞与含む）については、料金審査要領に基づき、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行うこととなっています。これを踏まえ、各事業者の年間給与水準について確認を行った結果、過去の統計データなどを用いて算定している場合が確認されたため、直近のデータへの補正を求めました。また、一部の事業者では、賃上げを織り込んでいましたが、料金審査要領において、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めないこととなっているため、この原則に基づき、賃上げ分の算入は認めないこととしました。
4	燃料費ではない部分の値上げ理由と必要性について明確な説明を求める。	その他、例えば、厚生費について、宿泊施設やイメージ広告に類似するものなど、料金原価への算入を認めていないメニューについては、原価に算入されていないことを確認しました。
5	基本料などの固定費を値上げしている電力会社もあるが、本当に必要であるか検討すべき。	基本料金と電力量料金の設定については、今般の改定申請が燃料価格の高騰などを踏まえたものであることから、基本料金は据え置き、電力量料金を改定する方針としました。
6	更なる経営努力を行うべき。値上げに理解を求めるのであれば、人件費は大胆に見直すべき。	詳細については、第433回電力・ガス取引監視等委員会でお示しした査定方針案の「5. 査定方針案の概要」、「6-2. 経営効率化」、「6-6. 人員計画・人件費」及び「6-14. レートメイク・約款」をご覧ください。
7	各社の経営効率化の取組が、合理的で適正であるか、社会的に見て妥当性を欠く値上げはないかを精査する必要がある。電力会社の賃上げが予定されている中で、電気料金が高騰することは納得しづらい。	
8	生活用品全体の価格が上がっており、電気料金の値上げは家計に非常に大きな負担をかける。値上げ幅圧縮に向けた経営の効率化をさらに検討すべき。	

2. 燃料費等に関するもの		
9	電力量料金の変動についての検討を求める。今後、エネルギー価格が下がった場合は、規制料金、低圧自由料金ともに電力量料金の単価を見直す仕組みを検討すべき。	自由料金については、自由化されているため、各事業者がそれぞれの考え方に基づいて、料金設定を行うものです。
10	燃料費が下がった場合の電力量料金を下げる仕組みについて説明を求める。	その上で、規制料金については、燃料価格の変動に対して、電力量料金を変動させるのではなく、燃料費調整制度により、為替も反映した円建て燃料価格の値上がり分・値下がり分を電気料金に自動的に反映する仕組みとなっています。また、燃料費調整制度における基準燃料価格については、燃料価格の変動を踏まえ、直近の3か月（2022年11月～2023年1月）を採録期間とし、各事業者に再算定を求めました。なお、規制料金の燃料費調整制度においては、基準燃料価格の1.5倍を上限として電気料金に反映する仕組みとなっており、燃料価格の上昇に伴う電気料金への転嫁が抑制的行われます。
11	燃料費が下がった場合の電気料金値下げの仕組みをしっかりと明示すべき。また、燃料費高騰への対策等についても具体的に示すべき。	
12	燃料価格の見直し補正は当然であり、燃料費調整制度の上限（基準価格の1.5倍）を維持するのであれば、基準価格は厳格に査定すべき。	
13	電気料金は公益的な性格を持つため、燃料価格等の原価上昇分の転嫁は抑制的に行うべきであり、値上げは必要最低限とすべき。	
3. 原子力発電に関するもの		また、燃料費の査定では、他の電気事業者の取組状況を踏まえた効率化努力を求める観点から、石炭やLNGにおいてトップランナー査定を行っております。詳細については、第433回電力・ガス取引監視等委員会でお示しした査定方針案の「6-3. 燃料費」をご覧ください。
14	原発再稼働を織り込んだ値上げ申請には、納得できない。原子力発電に頼らないエネルギー政策への転換に踏み出すべき。	電気の規制料金の改定申請の審査においては、直近の供給計画等を基に、原価算定期間（原則3年間）におけるメリットオーダーを確認するものであり、長期的な電源構成のあり方については審査の対象外となります。
15	原子力発電にかかわる費用の増加理由と今後の見通しについて説明を求める。	また、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。その上で、原子力発電に係る費用（例：原子力関連の修繕費）については、他の発電と同様、審査の過程において一つ一つ精査し、適正な料金原価となっているか確認を行い、その確認結果については、第433回電力・ガス取引監視等委員会でお示しした査定方針案に記載しています。例えば、各事業者が算定した原価等について、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、原子力発電所の安全対策工事などについて、必要性を厳正に確認した上で、徹底した効率化を求めるため、効率化係数を用いて査定を行いました。また、原子力バックエンド費用等についても、法令に基づき、原価等に適切に計上されているか、確認を行いました。
16	中長期的な原子力発電のコストは見通せず、原発再稼働から脱却し、脱原発への道筋を示すべき。再稼働に向けた修繕費の原価算入も不要である。	
17	原発再稼働に関する費用の原価算入には慎重な判断を求める。	
18	経営効率化のための原子力発電の利用推進に反対する。原発費用の増加傾向が続くのであれば、コストをかけて原発を使い続けることを見直すべき。	
19	国民の大多数は原発再稼働に反対している。値上げ幅圧縮のために原発再稼働を織り込むことは、消費者の理解を得られない。	
		なお、原子力政策に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。

4. 再生可能エネルギーに関するもの	
20	再エネ賦課金は電力会社を通じて全世帯から徴収されていることから、電力会社はそれぞれの再生可能エネルギー推進の進捗状況を、国は再エネ賦課金の使途と進捗を報告する仕組みの構築と情報公開を行うべき。また、国は再エネ賦課金について国民に中長期計画を明らかにすべき。
21	燃料費高騰の影響を抑えるための再生可能エネルギーの取組と今度の導入・普及を求める。
22	福島原発事故後の再生可能エネルギー等への取組が十分だったのか検証が必要である。再生可能エネルギーの拡大は時代の要請であり、電力会社は今後の展望を明確に示すべき。
23	原子力発電に頼らない、再生可能エネルギー推進政策へ転換を求める。
24	これまでの再生可能エネルギーへの取組を総括し、導入・普及拡大を進めるべき。
25	世界情勢を背景とした資源価格の高騰は、今後も起こる可能性がある。事故のリスクが高い原発に頼るのではなく、再生可能エネルギーの主力電源化を進めるべき。
5. 消費者の信頼を裏切る不祥事等に関するもの	
26	カルテルや不正閲覧が行われている電力業界に対し不信が募る。健全で自由な競争による消費者の選ぶ権利、安心して電気を利用できる環境を保証していくために、電力業界の体質改善を強く求める。
27	カルテル問題は真相も責任の所在も明らかにされていない。不祥事（カルテル問題、不正閲覧）で、消費者の批判がある中、値上げ申請は許されない。また、課徴金の捻出方法にも疑問。
<p>電気の規制料金の改定申請の審査においては、直近の供給計画等を基に、原価算定期間（原則3年間）におけるメリットオーダーを確認するものであり、長期的な電源構成のあり方については審査の対象外となります。</p> <p>その上で、再生可能エネルギーの導入などのエネルギー政策や、再エネ賦課金の制度などに関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。</p> <p>電力自由化による競争促進は重要であり、電力各社による公正な取引を妨げる行為によって、独占禁止法に基づく命令がなされたことは、電力システム改革の趣旨に反するものでもあり、極めて遺憾です。電力・ガス取引監視等委員会においても、本件に関与したとされる中国電力等の小売電気事業者に対して報告徴収を行いました。今後、各社からの報告内容を精査・分析した上で、厳正に対応してまいります。さらに、中国電力からの料金改定申請については、料金原価に独占禁止法違反行為に係る課徴金等を算入していないことを確認していますが、カルテルを通じて競争が制限されたことにより高コスト体質となり、間接的に規制料金に影響を与えるのではないかな等の疑念が払拭しきれないという可能性も考慮して、経営効率化の取組など厳正に審査し、査定を行いました。</p> <p>また、情報漏洩・不正閲覧事案については、本年4月17日付けで、関係各社に対し、電気事業法に基づく業務改善命令を行い、行為規制を含めたコンプライアンスの遵守等を内容とする内部統制の抜本的強化、託送情報に係る情報システムの共用状態の速やかな解消（いわゆる物理分割）等を命じました。</p>	

6. 消費者に対する説明に関するもの	
28	一般家庭に対する広報は、ダイレクトメール及びHP上でのお知らせのみであり、値上げの理由・根拠が消費者に理解できるような内容にはなっていない。
29	電気料金の値上げに際し、事前周知を徹底するとともに、分かりやすく伝えるべき。HPは消費者自らが見に行かなければならないので、TV-CMなど消費者に分かりやすく伝わるようにすべき。
30	消費者にとって電気料金の仕組みや値上げに関する情報は専門的であり理解しづらい。消費者に分かりやすい内容の情報公表に取り組むべき。
7. 生活の厳しさに関するもの	
31	電気料金の値上げは、物価高騰で苦しむ多くの消費者にとって負担が大きい。しかも、引き上げ幅が妥当か、消費者には理解ができない。
32	値上げに当たっては、低所得者及び生活困窮者への十分な配慮を求める。
33	物価高の中、電気料金の大幅な値上げは暮らしの根幹にかかわる。生活上非常に厳しい。規制料金について、透明性を持ち消費者が納得できるものを示していただきたい。
34	今回の値上げが燃料費高騰という外的要因であることは理解しつつも、ライフラインとして生活を困らせないような努力を電力会社と行政に求める。
35	燃料費高騰は予想できたことではないかもしれないが、電気料金の高騰により、電気が使えない苦しい生活を強いることは避けてほしい。
36	生活をするためには電気料金を支払わざるを得ず、値上げには無力感を感じる。
37	積雪寒冷地域におけるエネルギー高騰は生死に関わる問題である。実質賃金や年金が伸び悩む状況では、値上げ幅は極力圧縮すべき。また、激変緩和対策の継続を求める。
38	食品を始め物価が上昇し続けており、賃上げ以上に値上げが広がっている。電気料金の値上げは生活に厳しく、今後も値上げが行われることは耐え難い。

今般の電気の規制料金の改定申請については、中立的・客観的立場から、料金制度専門会合で合計16回にわたって審査しましたが、その審査の様子については、インターネットでライブ配信し、資料は、電力・ガス取引監視等委員会ホームページに掲載しております。

(参考「料金制度専門会合」：
https://www.emsc.meti.go.jp/activity/index_electricity.html)

さらに、料金制度専門会合への資料提出以外に、各電力会社において、利用者に対し情報開示を徹底することが、今後利用者の理解を得る上でも重要であり、各電力会社に対して一層分かりやすい情報公開に努めるよう促してまいります。

今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。

その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。また、各事業者が算定した原価等について、審査の過程において一つ一つ精査し、厳格かつ丁寧に審査を行いました。詳細については、第433回電力・ガス取引監視等委員会でお示しした査定方針案の「5. 査定方針案の概要」をご覧ください。

なお、電気料金の高騰対策に係る支援策に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。

8. 制度全般に関すること		
39	<p>総括原価方式という、経営努力やコスト削減を積極的に行わなくとも、電力会社の経営が成り立つ電気料金の決め方に疑問を持つ。料金制度の研究を進め、現行の総括原価の見直しを求める。</p>	<p>電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。その上で、各事業者が算定した原価等については、審査の過程において一つ一つ精査し、厳格かつ丁寧に審査を行いました。詳細については、第433回電力・ガス取引監視等委員会でお示しした査定方針案の「5. 査定方針案の概要」をご覧ください。</p>
40	<p>電気料金が複雑になり消費者には分からない状況である。再エネ賦課金、賠償負担金、廃炉負担金等も消費者が負担をしているので、電力会社と国は一人でも多くの国民が理解できるよう説明したうえで、負担してもらうべき。</p>	
41	<p>電気料金は生活必需品であることから、社会政策として消費税の軽減税率の対象とすることを要望する。</p>	<p>なお、総括原価方式の見直しや再エネ賦課金など、電気料金の制度に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。</p>
42	<p>託送料金について分かりにくい。また、親会社（発電・小売）と子会社（送配電）との間に人事交流があるなど、実態として分離が不十分である。</p>	<p>託送料金とは、発電された電気を送配電網を通じて需要家に届ける料金のことであり、各一般送配電事業者が設定し、経済産業大臣の認可を受けることとされています。詳細について、解説資料を作成しておりますので、電力・ガス取引監視等委員会のホームページを御参照ください。 （参考「新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）について」： https://www.emsc.meti.go.jp/info/pamph/index.html） また、新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）の下、2023～2027年度に適用される託送料金については、国の公開の審議会における厳正な審査を経て2022年12月に各一般送配電事業者の「収入の見通し」が承認され、その後、承認された収入の見通しを踏まえた各一般送配電事業者の「託送供給等約款」が2023年1月に認可されました。審査の詳細については、料金制度専門会合（第14回～第32回及び第34回）の資料を御確認ください。</p> <p>なお、親会社（発電・小売）と子会社（送配電）の組織の在り方など、電気事業政策に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。</p>
43	<p>電力システム改革の検証・補強が必要である。また、原発回帰でなくエネルギーコスト全体を下げる省エネ技術などへの投資、開発を求める。</p>	<p>電力システム改革の在り方や、省エネ技術などへの投資・開発など、エネルギー政策に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。</p>